

仕 様 書

名称 カラーデジタル複合機借受

1 規格及び数量 下記①又は同等品
※同等品で入札する場合は、事前に担当課まで同等・規格確認書及びカタログ等、仕様書の規格を満たしていることがわかる書類を提出し、担当課の確認及び署名を受けた後、入札書提出時に同等・規格確認書（原本）をあわせて提出すること。

品名		型番	メーカー	数量
①	Apeos C2570 (Model-PFS)	LC100598	富士フイルム	1
	インナー排出トレイ 1	EC104207	富士フイルム	1
同等品	同等条件 コピー機能			数量
	メモリ容量	4GB以上		
	読み取り解像度	600×600dpi以上		
	書き込み解像度	600×600dpi以上		
	連続複写速度	A4横：モノクロ25枚/分、カラー25枚/分以上		
	ファーストコピータイム	モノクロ6.3秒以下、カラー8.7秒以下		
	原稿サイズ	最大A3サイズ以上		
	両面印刷	自動両面印刷対応		
	自動両面原稿送り装置	収容可能枚数130枚以上 一度の読み込みで両面を読み込めること		
	任意倍率	25%～400%		
	給紙方式/給紙容量	4段給紙（600枚×4トレイ）以上、手差しトレイ100枚以上		
	給紙サイズ	トレイ：A3～A5、手差し：A3～A5、郵便はがき（日本郵便製）		
	プリンタ機能			
	連続プリント速度	基本機能/コピー機能に準じる		
	最大解像度	600dpi×600dpi以上		
	プリントサイズ	最大A3サイズ		
	対応OS	Windows10/WindowsServer2016/WindowsServer2019		
	インターフェイス	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T,USB3.0を有すること		
	スキャナ機能			
	出力フォーマット	モノクロ2値：TIFF、PDF グレースケール：TIFF、JPEG、PDF フルカラー：TIFF、JPEG、PDF		
	読み取り解像度	600dpi×600dpi以上		
	読み取りサイズ	最大A3サイズ以上		
	対応OS	Windows10/WindowsServer2016/WindowsServer2019		
	インターフェイス	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T		
	ドライバ	TWAINインターフェイス対応		
	その他	スキャンデータをネットワーク上の共有フォルダに送信する機能を有すること。また、宛先表から呼び出したアドレスを起点に上下階層のフォルダー階層を参照し、宛先として送信する機能に対応していること。 複数枚を読み込み、1ページずつ分割してファイル作成ができること		
	FAX機能			
	送信原稿サイズ	最大A3サイズ以上		
	記録紙サイズ	最大A3サイズ以上		
	通信速度	33.6kbps対応		
	走査線密度	400dpi×400dpi、200dpi×200dpi、200dpi×100dpi		
	通信回線	加入電話、PBX、ファクシミリ通信網対応		
	受信文書排出先	専用トレイを指定できること		
	動作環境			
	電源	AC100V、15A、50/60Hz		
	最大消費電力	1.5kW以下		
	大きさ	本体のみで幅620mm×奥行720mm×高さ1,119mm程度とする		
	その他			
	操作後の履歴を保持し、履歴から同じ設定でジョブを実行できること。また保持した一覧から名称をつけてその設定を保存しておくことができること			
	搭載されているHDD/SSDは暗号化機能に対応していること			
	複合機の起動時にプログラムが改ざんの検知機能により、検知時には起動を停止する機能に対応していること			
	グリーン購入法に適合していること			
	エコマークの基準に適合していること			

2 納品場所及び検査場所
札幌市財政局税政部南部市税事務所納税課

3 借受期間
令和3年10月1日 から 令和8年9月30日まで

4 連絡先
札幌市財政局税政部南部市税事務所納税課 担当：片渕 TEL011-824-3912

- 5 その他
- 納品場所及び納品日時について、事前に担当と打ち合わせをすること。また、搬入・設置に伴う費用は本契約に含まれる。
 - 機器の納品の際に電源投入を行い、オプションの取り付けを行ったうえで正常に稼働することを確認すること。
 - 機器等の梱包材等は、受注者が納品後速やかに引き取ること。
 - 既存のパソコン（1台）とネットワーク接続を行った後、印刷等の動作確認を行うこと。
 - 設置する機器は新造品であること。また、契約履行確保のため、選定した製品のメーカー等出荷元からの出荷証明書を求めることがあり、出荷証明書の提出が可能なことが契約（発注）条件となる。
 - 借受期間満了後の製品については、引下げ、買取又は再リースの相談に応じること。
 - 借受期間満了に伴う機器の引き下げ費用は受注者の負担とする。